

—三重労働局長が全国労働衛生週間にあわせ鈴鹿サーキット交通教育センターを視察—

三重労働局（下角圭司局長）は、9月21日（金）、全国労働衛生週間（平成30年10月1日～7日）準備期間中の行事として、三重県鈴鹿市の鈴鹿サーキット（先日、2019年から2021年までのF1日本グランプリレース再開について発表）を訪問し、「局長視察」と「働き方改革」に関し、経営トップである代表取締役社長（山下 晋 氏）への働きかけを行いました。

本年度の全国労働衛生週間のスローガンは、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

で、「働き方改革」では、長時間労働の是正のほか、メンタルヘルス対策や治療・育児・介護と仕事の両立などのワーク・ライフ・バランス、また、様々な事情を抱えた労働者に合わせた人材確保等も求められています。

～「働き方改革」治療、育児、介護との両立支援～

山下社長は、「かつて弊社は長時間労働であったが、各管理職が労働時間の管理を徹底して、週労働時間が60時間を超えるもの0%を達成した。これはお客様を迎える従業員が疲れ果ててはいけい。常に笑顔で迎えられることが重要との思い」からと述べました。



写真1、2 過重労働防止や様々な両立支援対策について懇談

また、法定基準を上回る制度として、取得しなかった有給休暇を積み立て病気治療の休暇や介護等に利用できる「ライフケアホリデー」制度を設けていました。実際に病気治療や家族介護に利用している事例を、同社の労働組合執行委員から話を聞きました。ホリデー制度と5年間の休暇制度を併用して、最大6年間私傷病でも休暇が取れるとのことでした。

さらに、育児面では、育児休業として子が満3歳まで取得できること、育児短時間勤務も小学校3年生まで取得できること等の制度が設定されていました。育児休業を実際に取得した労働者から、「実家から離れて住んでいるので制度がなければ仕事を辞めていた。保育園の慣らし保育や小学校の1年の壁・4年の壁等子育ての障害は多い、様々な制度があるのはありがたい」と話がありました。その他、メンタルヘルス対策やハラスメント対策、休職明けのきめの細かい復帰制度など様々な職場環境を取り巻く好事例が示され、職場一体となって、こころとからだの健康づくりへの取り組みが紹介されました。

下角局長は「人材確保の面からも、働き方を働く人に合わせていることや経営トップが旗を振って職場環境を整えていくことは重要」と述べました。

山下社長は「ファミリーのお客さんが多く、そのニーズは家庭の奥さんにある。それを

迎える我々も女性社員が半数を占める。女性の意見を聞いて働きやすい職場を実現していくことが大切である。様々な働き方改革の制度を数年以内に実現させたい。そのことが人材確保にも寄与すると思う」と述べました。

下角局長は、「様々な働き方改革の制度をぜひ実現していただきたい」と働きかけをおこないました。

～交通労働災害防止について～

また、当日は「秋の全国交通安全運動」の初日でもあり、三重県内の死亡労働災害の要因のトップである「交通労働災害」の撲滅のため、同社の鈴鹿サーキット交通安全センターの視察を行い、局長自ら自動車を運転し、安全運転研修体験を行いました。局長は「三重労働局管内では第12次労働災害防止期間（平成25年～平成29年）における死亡労働災害の3割が交通事故で占められている。経験年数が少ない労働者に事故が多くみられることから、事故撲滅のためには、従業員に対するより具体的な教育が必要」、「今年は交通労働災害が前年比36%増となっており、交通労働災害防止の重要性を再認してほしい」と述べました。



写真3 局長自ら安全運転研修を体験

三重労働局では、三重労働局管内で第12次労働災害防止機関（平成25年～平成29年）における死亡労働災害のトップであり、平成30年に入ってから前年比36%増（平成30年8月現在）である「交通労働災害」について、平成31年1月に「交通労働災害防止大会」を行うこととしています。

「交通労働災害防止大会」の詳細については、後日、三重労働局のホームページでお知らせします。